

学則

1 開講の目的：

高齢者の増大かつ多様化する福祉ニーズに対応した適切な介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護員の養成を図る。

2 研修事業の名称及び課程

北医療生協 介護職員初任者研修課程

3 実施場所

講義・演習：生協わかばの里 介護老人保健施設

(名古屋市北区城東町5-114)

4 研 修 期 間：平成29年5月12日より平成29年8月4日まで

補講対象者については原則として8ヶ月以内に修了する事とする。

5 研修カリキュラム :様式3 研修日程表のとおり(様式 2-1)

教材：一般財団法人 長寿社会開発センター 介護職員初任者研修テキスト

6 講師氏名及び職名 :様式4 講師一覧のとおり

7 実習施設 :①生協わかばの里 介護老人保健施設 名古屋市北区城東町5-114 (種別：介護老人保健施設) ②北医療生協ヘルパーステーション 名古屋市北区城東町5-114 (種別：訪問介護、介護予防訪問介護)

8 研修修了の認定方法及び免除科目

認定方法:全日程出席し、講義・演習科目毎、実習日毎のレポートの提出し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して認定する。

- (1) 修了評価は、各科目別に各受講生の知識・技術等の習熟度を確認した上で評価を行う。
- (2) 全科目の研修終了後、筆記試験による修了評価を行う。
- (3) 評価基準は、次のとおり、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。評価基準を満たしていない場合は、必要に応じて補講等を行い再評価するなど、基準に達するよう努める。
(A：90%以上、B：80%以上、C：70%以上、D：70%に満たない)

免除科目：(1)特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者

ア 対象者：「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

イ 免除できる科目：1.職務の理解(6時間)

(2) 平成25年4月1日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第2号に掲げる研修(以下「居宅介護従事者養成研修」という。)の2級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

ア 免除できる科目：7.認知症の理解(6時間)を除く全科目

9 募集期間：平成29年3月1日から平成29年4月20日まで

1 0 受講資格：北医療生活協同組合の組合員及びその家族とする

1 1 受講定員：20名(定員を超える応募があった場合は抽選によって受講者を決定する)

1 2 受講手続：受講希望者は、募集要項を熟読した上で、受講申し込み書に必要事項を記入し郵送にて申し込む

1 3 受講料、実習費等受講者が負担すべき費用

授業料(テキスト代・実習費用等・消費税含む)：35,640円 研修欠席者に対する補講の方法、上限時間及び補講に係る費用の取り扱い

補講に関する費用は徴収しない。

1 4 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる場合については一割程度までに限り、修学年限内の補講等の代替措置によって出席とみなすこととする。

1 5 研修の延期・中止等の不測(不慮)の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応について

- ・天災等または当組合の事情により研修の継続が困難な場合は、中止又は延期の処置をとる。
- ・中止の場合は当組合の責任において教育機関・介護員養成研修事業所を斡旋し研修の継続修了に最大限の処置をとる。また、斡旋先の介護員養成研修事業所では日程などの理由で受講不可能な場合は、受講費用全額を返金する。
- ・延期の場合は、開講時期を明確にして、早期に研修を再興する。

- ・苦情処理のため、以下記載の事務局に窓口を設け対応にあたるものとする。

事務局窓口 生協わかばの里介護老人保健施設

窓口責任者 介護副部長 大曾恵子

電話番号 052-914-4121

住所 名古屋市北区城東町5丁目114番地

16 本研修で知り得た個人情報は、本研修の関連業務以外には使用しません。

17 修了者について

北医療生活協同組合 理事長は、研修会修了者について、修了証番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を管理するものとする。また、研修修了者名簿は事業報告書と共に、終了後1ヶ月以内に県知事に提出され管理されるものとする。

18 本人確認について 本人確認を受講申込受付時又は初回の講義時において、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- ・戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ・住民基本台帳カードの提示
- ・在留カード等の提示
- ・健康保険証の提示
- ・運転免許証の提示
- ・パスポートの提示
- ・年金手帳の提示
- ・国家資格を有する者については、免許証又は登録証の提示

19 その他研修受講に係わる重要事項

下記に該当する者については、受講を取消すものとする。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
- (3) その他、受講態度の悪い者など当生協が不適当と判断した者。